



熊本県公報

号外 第45号
令和4年(2022年)
9月30日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

訓 令

- 熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 1

訓 令

熊本県訓令第17号

本庁各部(公室・局)課(グループ)
各 地 方 出 先 機 関
熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和4年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令
熊本県職員服務規程(昭和31年熊本県訓令第1984号の2)の一部を次のように改正する。

第13条の2の2第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第2項中「既に」の次に「2回の」を、「再度の育児休業」の次に「(育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。)」を加え、「前項に規定する書類のほか、」を「育児休業承認請求書(別記第5号の2の様式)に」に、「記載した書面を提出しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項ただし書を削る。

第13条の3第1項中「育児休業法」を「職員は、育児休業法」に改め、「請求」の次に「をしようとするとき」を加え、「に前条第1項第2号に掲げる書類を添付して行わなければ」を「を知事に提出しなければ」に改める。

第13条の4第1項第2号中「育休条例」を「熊本県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年熊本県条例第14号。以下「育休条例」という。)」に、「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改め、同条第2項ただし書中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

別記第5号の2の様式を次のように改める。

別記第5号の2の2様式(第13条の2の2及び第13条の3関係)

育 児 休 業 承 認 請 求 書

地方公務員の育児休業等に関する法律(以下「育児休業法」という。)第2条第2項又は第3条第1項の規定により育児休業の承認又は育児休業の期間の延長を次のとおり請求します。

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認(次に掲げる育児休業の承認を除く。) <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認(既に2回の育児休業(育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。)を取得した場合のものに限る。) <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長	
	同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認(既に2回の育児休業(育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。)を取得した場合のものに限る。)又は、育児休業の期間の再度の延長の承認が必要な事情を記入	
3 請求期間	年 月 日から	年 月 日まで
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
5 備考		
年 月 日		
所 属 名 職 氏 名 (職員番号)		
熊本県知事 氏 名 様		

(注)

1 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1

請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。

- 2 「5 備考」欄には、(1)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合においては、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日 (2)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日 (3)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 3 該当する□には、レ印を記入すること。

別記第5号の2の3様式を次のように改める。

別記第5号の2の3様式(第13条の4関係)

<p>育 児 短 時 間 勤 務 計 画 書</p> <p>熊本県職員等の育児休業等に関する条例第11条第6号の規定により育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について次のとおり提出します。 なお、次の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。</p>			
1 請求に係る子			
子 の 氏 名		生 年 月 日	年 月 日 生
2 請求者の計画			
請 求 期 間	年 月 日 从	年 月 日 以	来 迄
再度の請求予定期間	年 月 日 从	年 月 日 以	来 迄
3 備 考			
<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所 属 名 職 氏 名</p> <p>熊本県知事 氏 名 様</p>			

(注)

- 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく)提出すること。
- 2 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
- 3 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。

附 則

- 1 この訓令は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの訓令による改正後の第13条の4(第2項に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。